

“手洗い・消毒・換気・3密回避”が、あなたを、郡山を、日本を、世界を救います。

# こおりやま社協 ニュース

ふれあいネットワーク  
社会福祉法人  
郡山市社会福祉協議会

令和4年  
2022  
**2**  
No, 11



つばさ会子ども食堂  
(つばさ会)



みんなで作って一緒に食べよう会  
(地域サロンまるわ)



## 令和3年度歳末たすけあい運動配分事業『クリスマスケーキプレゼント事業』

- 特集** ◇成年後見制度のご案内
- 地域の活動** ◇令和3年度歳末たすけあい募金による配分事業
- おしらせ** ◇新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金特例貸付延長  
◇介護スタッフ募集（登録ヘルパー）
- ボランティア** ◇ボランティアセンター情報

<編集・発行>  
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会  
〒963-8024 郡山市朝日一丁目29番9号  
(郡山市総合福祉センター1階)  
TEL 024-932-5311 FAX 024-932-6768



ホームページ facebook YouTube



### 新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付について

郡山市社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対応するため、生活福祉資金（緊急小口資金および総合支援資金）特例貸付を行っています。

- 1.受付期間**  
令和4年3月末日まで
- 2.受付時間**  
午前9時～午後4時30分（土日祝日を除く）
- 3.受付場所**  
郡山市総合福祉センター 1階  
(郡山市朝日一丁目29番9号)
- 4.必要書類**
  - ①身分証明書  
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
  - ②世帯全員分の住民票(※発行後3ヶ月以内)
  - ③印鑑(実印でなくても構いません)
  - ④申込者の預金通帳又はキャッシュカード
  - ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により失業、または著しく収入が減少したことが確認できる書類
- 5.対象者**

**【緊急小口資金】**  
新型コロナウイルスの影響を受け、収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付金を必要とする世帯  
貸付上限額:1世帯 20万円以内(無利子)

**【総合支援資金】**  
新型コロナウイルスの影響を受け失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯  
貸付上限額:単身世帯 月額15万円以内(無利子)  
二人以上の世帯 月額20万円以内(無利子)  
貸付期間:3か月間
- 6.お問い合わせ**  
郡山市社会福祉協議会 TEL 024-932-5311  
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
TEL 0120-46-1999

### ボランティアセンター情報

#### 『おはなし会 がらがらどん』



◎「保育園クリスマス会にておはなし会」

◎団体・活動内容の紹介  
当団体は、絵本や紙芝居の読み聞かせ、組木・人形・わらべうた・工作等のおはなし会を開催して、乳幼児とその保護者・学童のための子育て支援を目的として活動しています。  
市内外の公共施設、子育てサークル、児童クラブなどで定期的におはなし会を開催していましたが、現在は新型コロナウイルス予防の観点から活動は慎重に検討を重ねつつ、ニーズが合えばおはなし会を実施しています。

◎お知らせ・呼びかけ・PRなど  
絵本の読み聞かせや昔語りは、特に小さなお子さんにとって お家の方と触れ合う大切な時間です。  
がらがらどんの活動では、おはなし組木を演じたり、季節のわらべうたを沢山取り入れています。私達のおはなし会に参加していただいて、大人と子どもが一緒に楽しむことで、お家での一対一のあたたかい繋がりを更に豊かにできることを願っています。

◎活動場所等に関する問い合わせ先  
ボランティアセンター TEL024-924-2968

### 介護スタッフ募集（登録ヘルパー）

あなたの資格活かしてみませんか？

**資格:** 介護職員初任者研修修了者  
(旧ヘルパー2級課程修了者)  
または介護福祉士 ※要普通免許

**内容:** ①訪問介護(家事援助・身体介護、産後ヘルパー)  
②訪問入浴介護(看護師、介護員)

**勤務形態:** 午前5時～午後10時 ※勤務時間・曜日は応相談

**賃金:** ①時給1,200円  
②時給 看護師業務930円 介護員業務910円  
早朝・夜間勤務割増あり  
通勤、日曜・祝日、処遇改善手当等加算あり  
※社会保険および雇用保険への加入あり

**応募:** 随時 電話連絡のうえ、履歴書をご持参ください。  
(担当: ホームヘルプサービスセンター中山  
TEL 024-924-2960)

### ～嘱託職員等募集～

令和4年4月1日採用の職員を各1名募集します。

- 常勤嘱託職員  
障がい者相談支援専門員
- 任期付常勤嘱託職員(育休代替)  
希望ヶ丘保育所 保育士
- 非常勤嘱託職員(事務職員:週31時間勤務)  
①安積地区社会福祉協議会  
②湖南地区社会福祉協議会
- 臨時職員  
①避難者生活支援相談員  
②赤木保育所 保育士  
③保育所パート(用務)  
(赤木保育所・希望ヶ丘保育所 各1名)

※詳細はホームページか管理課までお問い合わせください。  
(TEL 024-932-5311)

**【問い合わせ先】郡山市社会福祉協議会**  
各種事業に関すること TEL 024-932-5311  
FAX 024-932-6768  
ホームページ <http://www.koriyama-shakyo.jp/>  
こおりやま 社協 検索

ボランティアセンター TEL 024-924-2968  
ホームヘルプサービスセンター TEL 024-924-2960  
指定居宅介護支援事業所 TEL 024-924-2961  
指定特定・障害児相談支援事業所 TEL 024-983-8311  
障がい者相談支援事業所 TEL 024-953-8337  
避難者生活支援相談室 TEL 024-983-3044  
郡山市障がい者基幹相談支援センター TEL 024-921-8341  
郡山市障害者虐待防止センター

# 判断能力が不十分になっても 地域で安心・安全に生活するために ～ 成年後見制度のご案内 ～



成年後見制度について学ぼう！



**「利用しやすい制度へ」**  
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が十分でない方々の意思決定を支援し、社会全体で支え合うことは、今後の超高齢化社会における大きな課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段となっています。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律により全国の自治体においては「成年後見制度が利用者の**メリット**を実感できる制度への**運用の改善**」を目指して、どの地域においても必要な人が成年後見制度をスムーズに利用できるような相談や支援の体制を整えていくことが求められています。

今回の社協ニュースでは、成年後見制度の仕組みや利用の仕方についてご案内いたします。

Q：成年後見制度とは、どんな制度なの？

**「生活や権利を守る制度」**  
A：認知機能の低下などにより適切な金銭（財産）の管理や社会生活上の様々な法律行為（入院や施設への入所などの契約行為など）を自身で対処することができない方に対して、家庭裁判所から選ばれた成年後見人等（※）が、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだり、不要な契約を取り消したりすることによって、ご本人の**生活や権利を守る制度**です。

すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」があります。（下図、参照）

※ご本人の判断能力の程度により、後見人・保佐人・補助人に分かれます。



Q：後見人等には、どのような人が選ばれるの？

A：成年後見人等は、ご本人にどのような保護や支援が必要なのかなどの事情により家庭裁判所が選任しますが、本人の**親族**（配偶者や子供、兄弟など）**だけでなく**、法律や福祉の**専門家**などの第三者や社会福祉協議会などの福祉関係の公益法人が選ばれる場合もあります。また、後見人等が複数選任されることもあります。

## 「市民後見人の活用」

さらに、最近では、親族や専門家以外でも、一定の研修を受けた市民が「**市民後見人**」として選ばれることもあります。なお、後見人等が適正に支援を行っているか監督する「成年後見監督人」制度もあり、「市民後見人」が選任された場合は、「成年後見監督人」も併せて選任される場合が一般的です。

## 「任意後見制度のしくみ」

これに対し、任意後見制度は、ご本人が前もって信頼できる方を「**任意後見人**」として指定することができ、この場合は、将来に備えて、判断能力が不十分になったときに任意後見人に具体的に頼みたい内容を「公正証書」という契約書として残り、実際に判断能力が不十分になったときに家庭裁判所に手続き（申し立て）を行うという仕組みになっています。

Q：成年後見制度はどうやって利用するの？

## 「家庭裁判所に申し込み」

A：ご本人の住所を管轄（担当）している**家庭裁判所に申し立て**（申込）を行います。成年後見制度の申し立てができるのは、法律により「本人・配偶者・4親等以内の親族」と決められています。ただし、「該当する親族がいない、いても音信不通でどこにいるかわからない」などの場合には、市町村長が申し立てをすることができるようになっています。また、先に紹介した任意後見人や任意後見監督人が申し立てをすることがある場合があります。

## 「まずは相談を！」

成年後見制度に関するご相談は、郡山市麓山にある家庭裁判所のほかに、郡山市役所の地域包括ケア推進課（高齢者）、障がい福祉課（主に知的障がい）、保健所（主に精神障がい）で、さらにはお近くの高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、もちろん当協議会でも受け付けておりますので、ぜひ、お気軽にご相談ください！

## 問い合わせ先

郡山市社会福祉協議会  
福祉サービス利用援助係  
TEL 024-932-5311

## 「コロナ禍に負けず！ 地域を笑顔に！」

## 「クリスマスケーキプレゼント事業」

当協議会では、地域の子も達に楽しいクリスマスを過ごしていただくため、歳末たすけあい運動配分事業として、市内で活動する子ども食堂等に**クリスマスケーキプレゼント事業**を行いました。株式会社ヨークベニマル様からもお菓子の詰め合わせセットのプレゼントもありました。子ども食堂のスタッフからケーキを受け取った子どもからは、歓声が上がっており、とても喜んでいる様子でした。



クリスマスケーキのプレゼント

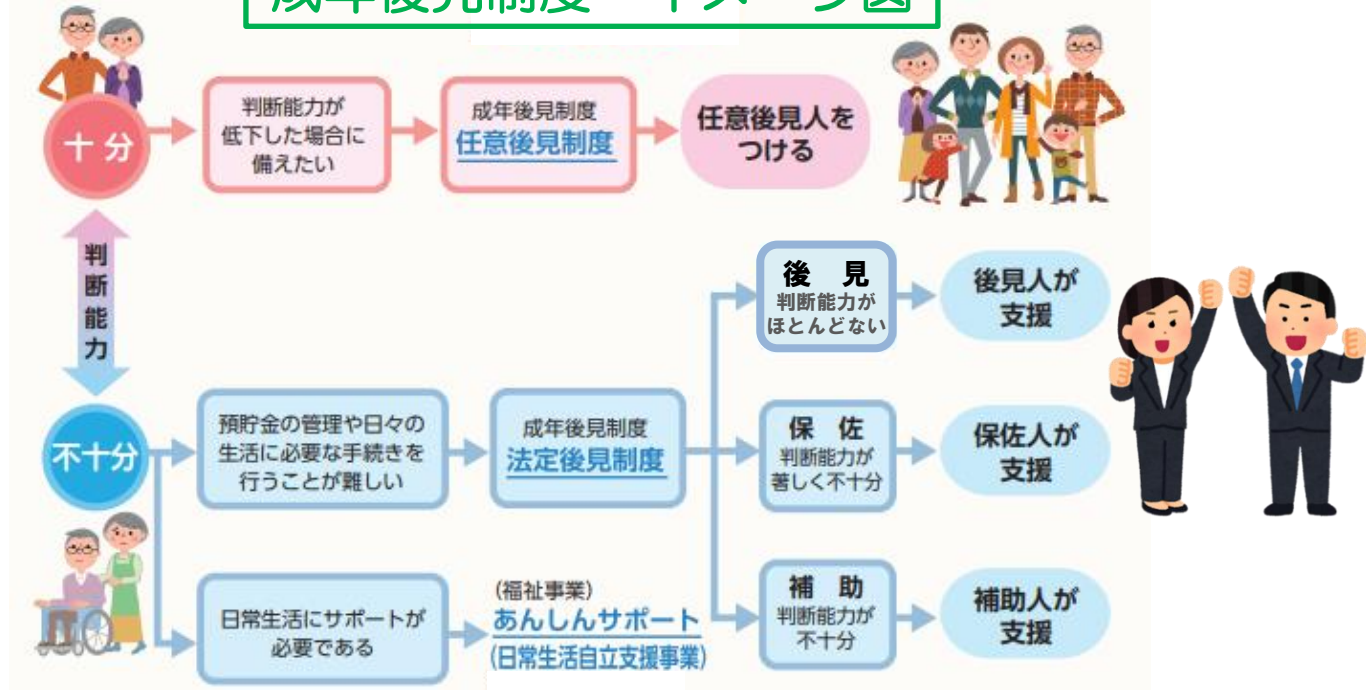
## 「ミニおせちセットの無料配付」

また、昨年12月27日（月）に、新型コロナウイルスの影響を受けた生活困窮者支援のため、歳末たすけあい運動配分事業として、**ミニおせちセット**の無料配付（150食セット）を行いました。おせちのほか、お菓子の詰め合わせ、株式会社ヨークベニマル様からカップ焼きそばの無料配付も行いました。



ミニおせちセットの無料配付（150食セット）

## 成年後見制度 イメージ図



## 広告掲載情報 ～郡山市内へ配布しています～

広報紙（社協だより、社協ニュース）の広告を募集します。広告掲載料は郡山市内の地域福祉活動に役立てられます。

**社協だより** 年1回 全戸配布  
（令和4年7月発行予定）  
※申込みは令和4年4月末まで

**社協ニュース** 年4回  
公共施設、社会福祉施設、ヨークベニマル等へ配布  
※申し込みは随時

※詳しくは管理課までお問い合わせください。  
（TEL 024-932-5311）

## あんしんサポート（日常生活自立支援事業） 生活支援員を募集します（資格不要）

生活支援員は、認知症高齢者・障がいのある方の通帳の保管管理、日常的な生活費の管理などを通じて、日常生活が自立できるようサポートします。  
「少しでも困ってる方のお手伝いをしたい。」という気持ちがあれば、だれにでもできます！



- 応募資格**（特別な資格はいりません）
  - ・市内在住で20歳以上の方（概ね70歳未満）
  - ・心身ともに健康でボランティア活動や福祉に興味や関心がある方（※現在、民生委員・児童委員やホームヘルパーとして活動している方は除きます。）
  - ・普通自動車運転免許証を有している方
  - ・平均週1回以上、2時間程度の活動が可能なる方
- 活動費**
  - ・1時間あたり850円、その後30分ごとに425円を加算します。
  - ・活動に伴う交通費を支給します。
- 希望（申込）の方**
  - ・当協議会福祉サービス利用援助係までお問い合わせください。  
TEL 024-932-5311

訪問マッサージの  
**フレアス郡山**  
無料体験受付中  
通話無料 0800-808-8778